

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	大統領命令下の「プレス自由」(一): クルト・ヘンチェルによる評価を素材として
<b>Author</b>	阿部, 和文
<b>Citation</b>	大阪市立大学法学雑誌. 64 卷 4 号, p.1243-1207.
<b>Issue Date</b>	2019-03
<b>ISSN</b>	0441-0351
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学法学会
<b>Description</b>	恒光徹教授退任惜別記念号
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20200423-006

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

# 大統領命令下の「プレスの自由」(一)

——クルト・ヘンチェルによる評価を素材として——

## 阿 部 和 文

### 目 次

序

第一章 法令上の与件

第二章 大統領命令の規律 (以上, 本号)

第三章 クルト・ヘンチェルの評価

結

### 【前注】

- ① 括弧の使用に就ては, 筆者の補足には [ ] を, 出典を示す際には【 】を用いる。
- ② 本文及び注に於て文献を摘示する際には, 初出時にのみ著者名, 表題 (更に論文集等に収録されている場合にはその書籍の表題, 雑誌論文の場合には雑誌名と号数), 出版年を示し, 再出時には著者 (又は編者) の姓, 初出時の注番号及び頁数のみを示す。
- ③ ライヒ議会の議事録及び資料に就ては, Verhandlungen des Deutschen Reichstags の巻数と頁数 (又は印刷資料に付された番号) のみを示す。亦, ライヒ官報 Reichsgesetzesblatt に就ては, 第 I 部・第 II 部の区別, 発行年, 頁数のみを示す。
- ④ 連邦公文書館ホームページ内の Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik に掲載された公文書の参照箇所を示す際には, <http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/netzeditingsgrundsaeetze.html> に掲載された凡例に従うものとする。但し, 最終閲覧日の表記は日本語で行う。

## 序

1) 本稿の課題は、ヴァイマル共和国期のドイツに於ける「プレス自由」<sup>1)</sup>をめぐる法制及び議論の状況を、特に1930年代のライヒ大統領の大統領命令(ヴァイマル憲法(以下、WRV)第48条第2項)による制約という問題に限定しつつ分析し、以て表現の自由の解釈論に就て一定の展望を得る事にある。

本稿の構成は概ね次の通りである。先ず、本稿で論じる対象の選択の理由及び先行研究との関連に就き説明を行い(序)、続く本論では、前提としてWRV及び関連法規を概観した後(第一章)、プレス自由に対する規制を含む大統領命令の規律をやや詳細に検討し(第二章)、斯かる法的与件の下で展開された言説のうち特にクルト・ヘンツェルなる論者のそれを追跡し、同時代の同じ素材を対象とする他の論者の言説を概観し(第三章)、最後にヘンツェルの言説の特徴と同時代に於ける位置づけ、及び現行法の解釈論に齎し得る意義を論じる(結)。

2) 本稿の論題の選定に就き説明する。

① 筆者は嘗て、WRV期に行われた映画検閲に就き研究を行った事がある。

---

1) 「プレス」又は「プレス自由」の概念は時代や論者に依りて意味が異なる。このうち前者に就ては、ひとまず本稿の主題との関係で、次の様な定義を前提として叙述を進める(Kurt Häntzschel, *Das Deutsche Pressrecht*, 1928, S. 1, Anm. 1)。即ち、①「狭義のプレス」とは、新聞及び刊行物、又は精神的活動としてその発行に携わる編集者、出版者、常勤の協力者、その他職業としてそれに類する活動に従事する者を指す(このため、単に技術的に関わるに過ぎない活字の鋳造者や印刷業者等は除外される)。②「広義のプレス」とは、後述する1874年プレス法§2の定義に対応する。同時代の全ての論者がこの定義と一致する訳ではなく、特に①との関係では印刷物そのものだけを含める論者・解説書も少なくない。ボン基本法の下では更に意味が異なるが、本稿では以上の同時代の理解を前提とする。亦、ドイツ語の *Presse* には「新聞・雑誌」、「報道機関」等の訳語が充てられる事もある。併し、以上の如き意味やその多様性に鑑みて、本稿ではカタカナで「プレス」と表記する。

即ち、第118条第2項は、検閲の禁止を規定しつつ、映画に就ては例外的に法律に基づく検閲を容認し、且つ1920年に制定された映画法に基づき検閲を実施していた。かような映画に対する例外的な取扱が如何なる理由で許容されていたのか、がその際の問題であり、この問題に就てカール・シュミットの言説を軸として分析を行った<sup>2)</sup>。

その際判明したのは、映画検閲を実施する事じたいに対する反対意見は殆ど存在せず、制度の個別の改革・修正をめぐる対立が存するに過ぎなかった事である。分析の軸となったシュミットも同様である<sup>3)</sup>。

② 斯様な結果を踏まえて、次に浮上する問題の一つとして、映画以外の表現メディアはどうであったか、と云う問題がある。映画が普及する以前から存在し、然も WRV 第118条の保護が及ぶ（特に第2項の検閲禁止の例外とされない）表現物に就ては、法学的に如何なる議論が為されており、特にその権利の制限をめぐる如何なる理由づけが存在したのか。本稿はこうした問題を、プレスと云う特定の領域を取り出して検討する者である<sup>4)</sup>。

2) 拙稿『表現・集団・国家（一～六・完）カール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察』国家学会雑誌127巻9=10号685頁以下、11=12号863頁以下、128巻1=2号60頁以下、3=4号274頁以下、5=6号531頁以下、7=8号736頁以下（2014-2015年）。

3) 拙稿注1（六・完）737-749頁。尤も、その理由づけには時期に応じて重点の変化があり、個々の事例での理由づけや変化がシュミットの公法学全体と関連しているとするのが、拙稿の一つの結論である。

4) 旧稿との関係を離れて云えば、動機は更に次の如く説明し得る。プレスと云うのは（厳密には異なる問題だが）出版の自由は、放送やインターネットに比して旧い問題領域であり、本稿の検討が直ちに現在の最新の法的問題に示唆を与えるとは限らない。然も、企業がその組織力や経済力を以て表現する限りで、「個人」が行う表現（ピラの配布等）とは異なっており（後者の点に就き参照、奥平康弘『表現の自由Ⅲ 政治的自由』（1984年）30-34、56-59頁、毛利透『表現の自由』（2008年）325-327頁）、プレスを表現の自由の「原型」と云い得るか否かも即断し得ない。併し、新たな表現メディアに関する法理が出版物に関するそれを参照しつつ形成されている事に鑑みれば（インターネットに於ける「オフラインで違法なものはオンラインでも違法である」と云う考え方に就き、松井茂記・鈴木秀美・山口いつ子『インターネット法』（2015年）55頁、曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説』（2016年）25頁）、プレスと云うものに就て考究する事が、間接的にではあれ現在の

WRV はその第118条で「印刷物」による表現（厳密にはそれによる「意見」の表明）の自由を保障しており、更に1874年ライヒプレス法によって「プレス自由」も保障されていた。併し、これらの「自由」は複雑な解釈問題を抱えており、亦、数々の法的制限にも服していた。WRV 第118条第1項は「一般的法律の制約の枠内で」と云う制限を設けており、亦第2項は「低俗文書の取締の為の」法律の制定を認めていた。亦、WRV 第48条第2項はライヒ大統領に「公の安全及び秩序を回復する為の」措置を講じ、その目的のために WRV 第118条の基本権を暫定的に制限し、失効させる権限を認めていた。更に、ライヒプレス法にしても、同法のプレス自由が他の法令に対して何処まで保護される者であるのかは、不透明であった。

③ 斯様なプレス自由をめぐる複雑な法状況の中で、本稿は特に1930年代に WRV 第48条第2項に基づいて発令された一連の大統領命令をめぐる議論を切り出して検討する<sup>5)</sup>。

大統領命令は、単に国家としての意思決定手続として例外的であると云うだけでなく、それによって為された規制・権利制限も強力であった。後者は、プレス自由を含む表現行為に就ても同様である<sup>6)</sup>。その詳細は第二章で検討す

---

↘問題を考究する上でも何らかの影響を与え得よう。現在の表現の自由が向き合っている問題状況は、過去のそれと実態に於て共通しており、ただ問題が生じるメディアだけが変わったに過ぎない可能性がある（拙稿注1（六・完）759頁）。

5) 当然ながら、WRV 期に限っても、プレス自由に関連する重要問題は他にも存在した。例えば、ジャーナリストや編集者の法的地位を（特に経営者に対して）保護する為の法整備や、後述する1874年のプレス法の全面改正に向けた動きも存在した（然も本稿が対象とするヘンケルもそこに関与していた）。これらの問題に就き参照、Deutschen Journalisten-Verband e. V., Journalistengesetze und Pressegesetze Die Entwürfe von 1924 bis 1954, 1969。併し、これらの問題には本稿は立ち入らない。

亦、本稿は、厳密には1933年2月28日の大統領命令迄を検討の対象とする。同命令はヒトラーの首相就任以降に発せられ、従前に比して峻厳な規制を認めるものである事は確かである。尤も、後述する通り、ヘンケルを含む当時の論者は、ナチスの政権獲得の時点で決定的な断絶が起こったとは考えておらず、従来の枠組に拠って法状況を説明しようと試みている。その試みの当否を現在の視点から裁断するのではなく、ひとまず当時の視点を捉えて分析を行う事が、本稿の課題である。

6) Christoph Gusy, Die Weimarer Reichsverfassung, 1997, S. 308 は次の様に評

る通りである。

尤も、大統領命令に対する法的評価は須らく違憲論だった訳ではなく、亦、その規制を受けたプレスをめぐる状況に就ても否定的な評価ばかりだった訳ではない。例えば上述のシュミットに拠れば、度重なる大統領命令にも拘らず「なお広範なプレスの自由」が保障されており、亦、彼の監察に拠れば、プレスに対する検閲の復活が主張される事もない<sup>7)</sup>。後述する通り（第三章）、同時代の言説を読み取り、大統領命令に対してそれが違憲であるとか、全面的に廃止すべきだという違憲が多数であった訳でもない。

本稿は、大統領命令をめぐる様々な見解・評価のなかで、それが憲法上許容される、廃止する必要はない、又は必要であると言う立場にある論者の言説を取り上げ、それが如何なる理由づけによって正当化を試みていたのか、と云う観点から検討を行う。

斯様な視点を設定する理由としては、当時のドイツ公法学では基本権を制限する法令の合憲性を現在の如く論じると云う問題設定じたいが熟していなかった為に<sup>8)</sup>、違憲論のみを取り出してその成果を抽出する事が困難であると言う

---

ゝする：「プレスの自由は、1920年から1932年にかけて、度重ねて広範に失効した。  
〔WRV〕第118条とそれに付属する施行法律は、独裁命令（Diktaturverordnungen）が別の定めを置いていない時期に於て妥当したに過ぎない。」

7) Carl Schmitt, Weiterentwicklung des totalen Staats in Deutschland, Europäische Revue, IX. Jahrgang, 2. Heft, S. 65 ff [S. 66], 同論文は後に Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954, 1958, S. 359 ff. に収録されている（茲で参照した箇所は S. 360, 初出時からのテキストの変更は見られない）。但し、此の叙述が映画の検閲・放送の国家による独占をプレスと対比して論じる文脈である事、プレスに就ても旧来の「意見表明」というよりは「煽動」「宣伝」と云うべき状況と化している旨を論じている事、亦、同論文が執筆された正確な時期は不明であるが、1932年末から1933年初頭にかけてのプレスをめぐる法状況は、それまでとは大きく異なっている事、には注意を要する。最後の点に就ては、第二章で検討する。

8) WRV 期の基本権条項をめぐる議論全般に就ては、Gusy, Anm. 6, S. 272-286, Klaus Kröger, Grundrechtsentwicklung in Deutschland - von ihren Anfängen bis zur Gegenwart, 1998, S. 46-68. 第118条に限っても、アンシュッツの如き伝統的な見解に拠れば、法律による行政の一事例であって、立法権に対する保護を含む者ではなかった（Die Verfassung des Deutschen Reiches vom 11. August 1919, 14. Auflage, 1933, S. 551）。此れに対して、同条を含む基本権条項の意味内容をより

事情がある。併し、それとは別に、憲法上の基本権という原則と法令による権利制限という実態との間に容易に架橋し難い懸隔がある時、双方を学問的に架橋すべく如何なる試みが為されたのか、と云う関心にも基づく。

④ 表現の自由に関する今日の通念に照らすならば、大統領命令による厳しい制約を違憲、又は廃止すべしと断じる事なく正当化を試みる言説は、基本権・人権の保障に関して真摯さを欠く、又は微温的な主張に見えるかもしれない。併し、凡そ表現に当る行為が全て法的規制を免れるべきだと考えない限りは<sup>9)</sup>、規制を受ける場合とそうでない場合とを、何らかの理由づけによって切り分ける必要がある。この問題に対して、本稿は、表現が規制を受けざるを得ない場合には如何なる場合があり、それは如何なる理由づけによって正当化され得るのか、と云う側からアプローチを試みる<sup>10)</sup>。本稿が対象とする状況に於ては、大統領命令による規制が厳格である分だけ、憲法上の基本権との緊張関係がいつそう強く意識された可能性がある。その可能性が現実化した事例を対象として、その理路を分析する事が、本稿の課題である。

⑤ 以上の様な課題を追及する際に、本稿はクルト・ヘンツェル (Kurt Häntzschel, 1889-1941)<sup>11)</sup>と云う特定の人物の言説を軸として検討を進める。

---

↘踏み込んで解明せんとする試みは、端緒に就いたばかりであった (例えば1927年の第4回ドイツ国法学者大会の第一論題「意見表明の自由」に於ける Karl Rothenbücher 及び Rudolf Smend の報告, Verhandlungen der Tagung der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer Heft 4, 1928, S. 6-97)。

9) 現在の日本でも、判例及び殆どの学説はそうした前提に立っており、そのうえで、個々の規制が表現の自由を侵害する者ではないかに就て、如何に緻密な判断を行うかが主な問題となっている様に見える。例えば、刑法・民法による名誉・プライバシーの保護に就ては、これらの権利を侵害する表現を行った側の免責要件のありかたや個別の事例に於ける判断をめぐって議論が絶えない。併し、そのような法制度の存在じたいを憲法違反と断じる主張は見受けられない。

10) 斯様な問題関心に就ては、拙稿注1 (一) 特に687-693頁を参照。

11) クルト・ヘンツェルの経歴等に関しては、Jürgen Wilke, Im Dienst von Pressefreiheit und Rundfunkordnung, in: Publizistik 34 (1989), S. 7-28. 及びドイツ連邦公文書館ホームページ内の „Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik“ online に掲載された記事 ([http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/0000/adr/adrhl/kap1\\_1/para2\\_71.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/0000/adr/adrhl/kap1_1/para2_71.html)) を参照。1888年にベルリンに生ま

選定の理由は、彼が、プレス自由をめぐる法的問題に就て、WRV 期を通して著作を公表し続けており、大統領命令に就ても逐次その規制に関する解説を公表し、全体として密度の高い議論が残されている事が挙げられる。勿論、後で検討する通り（第三章）、他の研究者や実務家もこれらの主題に就て著作を公表しているものの、多くはプレス法・プレス自由に関する解説か、又は個別の大統領命令に関する断片的なコメントに留まっている。

加えて、ヘンツェルは1920年代終盤からライヒ内務省の出版に関する部局に勤務しており、プレス法や大統領命令の問題にも現場で携わっていた形跡がある。このため、そうした実務に接していない研究者に比して、実情に即した分析・評価が期待されると云う面もある。

3) 最後に、本稿と先行研究との関係は、概ね次の様に説明し得る。

ドイツ法に於ける出版物・プレス自由と云う主題に限定した場合、我が国の既往の研究は、ボン基本法下<sup>12)</sup>、及び第二帝政の成立以前<sup>13)</sup>に就ては一定の

---

ゝれ、1912年に学位を取得、1916年にストックホルムのドイツ公使館外交官補、1918年に試補となり、1920年にライヒ内務省に入省した。1929年から1932年まで同省政治局 (Politische Abteilung) の局長の任にあり、同時期にベルリン大学のプレス法の講師、及びプレス法改革委員会の委員長を務めている。その後、ナチスの政権獲得後の1933年に免職となり、同年にウィーンに移住、更に1937年にサンパウロに移住し、1941年に同地で死去。

12) 例えば、杉原周治による一連の業績がある：「プレス自由と意見表明の自由の競合 (1・2) プレス自由の主観的権利としての側面」広島法学30巻1号、2号 (2006年)、「職業の自由、意見表明の自由、プレス自由 (1) 商業広告をめぐる基本権競合の問題」広島法学30巻3号 (2006年) 等。そのほか、石川明「ドイツにおける「内部的プレス自由」：ブランデンブルク州のプレス法の立法過程を中心に」関西学院大学社会学部紀要87号77頁以下 (2000年) 等。

13) 例えば、的場かおりによる一連の業績がある：「近代ドイツにおけるプレス自由の成立とその展開 (上・下)」阪大法学56巻1号、2号 (2006年)、「ザクセンにおける立憲化と「プレス自由」 (1・2)」名古屋短期大学研究紀要47号 (2009年)、49号 (2011年)、「1840年代のルイーゼ・オットー＝ペーターズ：女性の国政参加とプレスの役割をめぐる」桃山法学26号109頁以下 (2016年) 等。そのほか、木村航「出版の自由と市民社会：バーデン大公国における自由主義者の理念と活動」史學83巻2=3号83頁以下 (2014年) 等。



蓄積があるものの、WRV 期に就ては決して多くはない。例外的と云えるのが、石村善治の論稿<sup>14)</sup>である。同論文は WRV 第118条の立案過程から解釈論の概況、運用を詳細に検討した業績であり、本稿にとっても重要な先行研究である。尤も、同論文が同条や関連法規の運用（に於ける政治的なバイアス<sup>15)</sup>）を取り上げ、亦、権利の保障の強度じたいが不十分である事を指摘するのに対して、本稿は具体的な運用や今日の視点からの評価を加える事は控え、法令そのものに対する同時代の分析・評価を見る事に徹する。

亦、大統領命令の根拠となった WRV 第48条に就ては、我が国でも関心が高く、研究が蓄積されている<sup>16)</sup>。ただ、多くの先行研究が大統領命令や WRV 第48条が定める権限・手続全般やその国家体制についての功罪を主題としているのに対して、個別の大統領命令の内容を主題とする者は僅少である。

斯様な事情は、ドイツに於ける先行研究に就ても大きく異なる者ではない。WRV 期のプレス自由の就て論じる文献は少なくないが、それを本来の主題とする者は少なく、多くの場合には基本法下の解釈論や動向を論じる為の前提として扱われている<sup>17)</sup>。亦、WRV 第48条やそれに基づく措置・法令に就ても

---

14) 「ワイマール憲法と表現の自由」『言論法研究I 総論・歴史』（信山社、1992）145-255頁以下。特に、大統領命令による規制に就ては、187-189、220-222頁。

15) プレスの自由に限らず、第48条の運用が異なる政治勢力に対して平等な者でなかった事は、他の文献でも指摘される。例えば岩間明道『憲法破壊の概念』（尚学社、2002年）40-41頁、82頁・102頁注48。

16) 岩間・前掲注14、第一部（特に本稿が対象とする時期に就ては76-91頁）、高橋秀憲「ワイマール緊急権論について（一～五）」（早稲田政治公法研究8号157頁以下、9号121頁以下、10号147頁以下、11号123頁以下、12号235頁以下、1979-1983年）。近年では浜田泰弘「ワイマール憲法体制とカール・シュミット 憲法第四八条解釈と大統領独裁論を中心に」（憲法研究第40号141-160頁、2008年）、古賀敬太「カール・シュミットの憲法・政治思想：緊急権を中心として（1・2）ワイマール共和国初期におけるシュミット」（国際研究論叢〔大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要〕31巻1・2号、2017-2018年）

17) ボン基本法第5条第1項第2文が保障する「プレス自由」の解釈論を主題とする文献が、その前史として WRV 期の法制・学説に言及する事例は存する。例えば Dieter Stammler, Die Presse als soziale und verfassungsrechtliche Institution, 1971, Werner Weber, Innere Pressefreiheit als Verfassungsproblem, 1973, 最近では Lena Darabegy, Die Causa "Blinkfuer" und die Grundrechtsdogmatik zur

当然乍ら数多くの研究が蓄積されているが、個別の大統領命令の内容を主題とする者は少ない<sup>18)</sup>。

本稿は、WRV 第48条や大統領命令全般に就ても、以上の様な先行研究で示された見解の修正・更新を試みる者ではない。それらが踏み込んでいない各論的な問題に就て、ささやかながら補足を試みる者である。

## 第一章 法令上の与件

本論の最初に、大統領命令及びそれに関する言説を分析する前提として、WRV をはじめとする関係法の規定を概観する。順序としては、先ず WRV の関連条文（第一節）、1874年5月7日のプレスに関する法律（以下「1874年プレス法」と表記、第二節）、1930年3月25日の共和国を保護する為の法律（以下「第二共和国保護法」と表記、第三節）を取り上げる。

---

↘ Pressefreiheit in Weimar und Bonn, 2017。以上のうち Stammler は、ジャーナリスト・編集者の法的地位を保護する為の立法に向けた動向、亦その中で本稿が対象とするヘンツェルの果たした役割、に就て論じている (S. 110-114, 238-240)。著者は、ヘンツェルがプレスの自由を単に対国家的な個人の自由として解釈するだけでは不十分と考え、非国家的な集団による脅威との関係でも基本権の保障を考えていくべきだと論じており、当時としては例外的な論者であった（それだけに当時の国法学に於ては「アウトサイダー」に留まった）と評価している (S. 118-119)。尚、WRV 全体に関する概説書ではあるが、Gusy, Anm. 6, S. 302-310 がプレスの自由・意見表明の自由に就て比較的まとまった分量の説明を行っている。

18) 例えば、Kartin Stein, Parteiverbote in der Weimarer Republik, 1999, Christoph Gusy, Weimar - die wehrlose Republik?: Verfassungsschutzrecht und Verfassungsschutz in der Weimarer Republik, 1991, Achim Kurz, Demokratische Diktatur?: Auslegung und Handhabung des Artikels 48 der Weimarer Verfassung 1919-25, 1992。このうち Stein の著作は政党に対する禁止処分という観点から、亦 Gusy の著作は共和国の保護という観点から、個別の大統領命令の内容を論じる部分がある。尤も、WRV 第48条の解釈問題や共和国保護法（第一次・第二次）をも併せて扱っている為に、大統領命令に関する記述はさほど詳細ではない。このため、本稿にとっては、飽く迄個別的な箇所就て参照に値するに留まる。

## 第一節 ヴァイマル憲法

### 第一款 第118条

WRV 第118条の文言は次の通りである：

「全てのドイツ人は、一般的法律の制約の枠内で、その意見を言葉、文書、印刷物、図画又は他の方法によって表明する権利を有する。いかなる労働又は雇用関係もこの権利を妨げてはならず、また何人もこの権利を行使した者を不利に扱ってはならない。

検閲は行わない、併し映画に対しては法律によって異なる規定を置くことができる。また低俗文書を取締る為の又は公の展示又は興行に於て青少年を保護する為の法律上の措置も許容される。」

① 同条第1項の所謂「意見表明の自由」は、「表明」の一方法として「印刷物 (Druck)」と規定しているが、「プレス (Presse)」の語は用いられていない。各段階の草案に於ても同様である。亦、制定過程に於ても、「プレス (の自由)」の語を条文に組み入れるか否かに就て、まとまった議論が為された形跡は存しない<sup>19)</sup>。

② 第1項第1文の「意見 (Meinung)」の釈義は、論者により広狭が分かれ、具体的に如何なる場合がこの「意見」の表明に該当するかに就ても見解が分かれる<sup>20)</sup>。併し、単なる事実の伝達、即ち伝達者の意見や評価を含まない事実を伝達するだけの場合は「意見」の表明に該当しない、と云う点では大方の

---

19) Kurt Häntzschel, Der Verfassungsschutz der Pressfreiheit, Deutsche Juristen Zeitung, 30 Jg. (1925), Heft 24, S. 1846 の評する所では「憲法の父達は、印刷物による意見表明の自由によってプレスの自由も保障されると考えていたが、誤解の犠牲となってしまった、というのも意見の自由はプレスの自由を全く含んでおらず、憲法上の保護をこうして制限する事は、プレスの重要な部分を憲法上の保護なしに放置する事となった為である。」

20) Gusy, Anm. 6, S. 302, 同時代の整理として Kurt Häntzschel, Das Freiheit der Meinungsäußerung, in: Gerhard Anschütz /Richard Thoma [Hrsg.], Handbuch des deutschen Staatsrechts, Bd. 2, 1932, S. 651 ff. [S. 654-657], Albert Hellwig, Artikel 118 Meinungsfreiheit, Zensur, in: Hans Carl Nipperdey [Hrsg.], Die Grundrechte und Grundpflichten der Reichsverfassung: Kommentar zum zweiten Teil der Reichsverfassung, 1930, Bd. 2, S. 1 ff. [S. 15-17]

一致が見られる。従って、印刷物による表現も、「意見」を内容としない場合には同条の保護を受ける事がない。

③ 同じく第1項第1文の「一般的法律 (allgemeines Gesetz)」も、此れが如何なる種類の法律を指すのか、学説上盛んに議論された文言である。アンシュッツの如く「一般的」の語を「編集上のミス (Redaktionsversehen)」として格別の意味を認めない者も存したが、他方此れに格別の意義を認め、例えば、意見そのものを禁止・規制するのではない法律 (ローテンビューヒャー)、意見表明の自由に対して優越する共同体の価値を保護する法律 (スメント) 等の見解に分かれていた<sup>21)</sup>。後者の何れかの見解を採る場合、或る表現が「意見」の表明に該当する限り、それを制約する法律は「一般的」と云う資格を備えねばならないが、「意見」に該当しない場合には、「一般的」でない法律も制約を加え得る事になる。

④ 第2項第1文の定める検閲の禁止に就ては、「検閲」を如何に定義するか、亦若干の立法例を如何に評価するかによって解釈論には差異が見られる<sup>22)</sup>。併し、こと印刷物に対する措置に関して云えば、内容が第1項第1文の「意見」に該当しない場合であっても等しく保護を受ける事になる。

## 第二款 第48条第2項

次に、大統領命令の根拠条文とされる第48条第2項の条文は下記の通りである：

「ライヒ大統領は、ドイツライヒに於て公の安全及び秩序が高度に攪乱され、又は危険が及んだ場合には、公の安全及び秩序を回復する為に必要な措置を講じ、必要な場合には武力を伴って介入する事ができる。この目的のために、第114条、第115条、第117条、第118条、第123条、第124条及び第153条に規定された基本権の一部又は全部を暫定的に失効させる事が許される。」

21) Gusy, Anm. 6, S. 304-305, 同時代の整理として Häntzschel, Anm. 20, S. 657-664, Hellwig, Anm. 20, S. 19-31.

22) 同時代の整理として Häntzschel, Anm. 20, S. 665-668, Hellwig, Anm. 20, S. 31-35.

第48条は他の項も含め、現在でもその功罪を含めて高い関心が寄せられるだけでなく、当時に於ても権限の範囲や権限を行使した際の手続に就て学説や実務に於て議論が絶えなかった。例えば、「措置」の一種として法律に替わる命令を発する事が認められるか否か、第1文と第2文との関係、「公の安全と秩序」という要件の下に経済問題が含まれるか否か、等の解釈問題である<sup>23)</sup>。

尤も、本稿の対象とする時期に於て、且つ印刷物を対象とする大統領命令に限って云えば、第48条第2項の権限規定を理由に違憲論が主張された形跡はない。

尚、次章で見る通り、大統領命令のなかには、この第48条第2項に列挙された基本権が失効する旨を明言する者が存する。

### 第三款 第7条・第12条

最後に、ライヒ・ラント間の立法権限の配分に関する第7条及び第12条を取り上げる。

1) 第7条柱書は各号列挙の事項に就き「ライヒが立法権限を有する」と規定し、その第6号には「プレス、結社及び集會部門」と定められていた。

第6条がライヒの排他的な立法権限を定めているのに対して、第7条乃至第11条はライヒ・ラントの競合的な立法権限を定めていると解釈されていた<sup>24)</sup>。この場合、既にライヒが法律によって規律を行っている限り、ラントが立法権を行使する事は出来ない。

亦、第12条では、ラントが立法権を行使できるのは、「ライヒがその立法権を行使していない限り」に於てであると規定されていた。

2) 立法権に関する以上の規定があり、且つ次節で説明する1874年のプレス

---

23) 本稿の主題と紙幅の関係により、これらの解釈問題の詳細に立ち入る事はできない。WRV 第48条第2項の解釈問題に就ては、高橋前掲注15が1920年代前半迄を中心に詳細な分析を行っている。そのほか Gusy, Anm. 18, S. 59-92, Kurz, Anm. 18, S. 57-89, 145-182。但し Kurz も1920年代前迄を対象とする。

24) Gerhard Anschütz, Die Verfassung des Deutschen Reichs vom 11. August 1919: ein Kommentar für Wissenschaft und Praxis, 1933, S. 78-79.

に関する法律が既に存在すると云う与件の下では、ラントがプレスに関して法律および命令を制定する権限は認められない事になる<sup>25)</sup>。併し、プレスだけを対象とするのでない場合には、ラントにも権限が認められる可能性がある<sup>26)</sup>。

## 第二節 1874年5月7日のプレスに関する法律 (RGBL., 1874, S. 65)

次に、WRV 期のプレスの自由に関する重要な法律として、1874年5月7日に制定されたプレスに関する法律（以下「1874年プレス法」と表記）を概観する<sup>27)</sup>。

1) 法律は冒頭の§1でプレスの自由に対する保護に就て一般的な規律を置く。即ち、当該自由は「現行の法律によって規定され又は許容されている制約」にのみ服する。

このうち「現行の法律」が適用される対象、更に同法に於ける「印刷物」に関する規律の適用対象に就ては、続く§2が「印刷機による全ての製品に対して、及び、他の、機械的又は化学的手段によって作成され、頒布の為に行われる、文書、文字を含む又は文字を含まない図画による表現並びに文章や説明を含む楽譜の複製 (Vervielfältigungen)」と定める。

2) 法律第II章「プレスの秩序」は、出版物の作成・頒布に対する一定の規制・責任を定める。

§6第1項は、出版物に一定の事項を必ず明記せねばならない旨を規定する。

---

25) Hermann Mannheim, *Pressrecht*, 1927, S. 90-91, Kurt Häntzschel, *Reichspressgesetz*, 1927, S. 18, ders., *Das deutsche Pressrecht*, 1928, S. 9, 14-15.

26) Häntzschel, *Anm.* 25, S. 18 は、プレスという特定の頒布手段だけでなく「一般的に全ての頒布の方法に対してその公表を禁止する」ラント法の規定は、なお許容されると述べ、このことがプレスの自由の保障を弱めていると論じている。

27) 尚、2. *Legistratur=Periode*, I. Session 1874, *Dritter Band*, S. 137 ff. に掲載された同法の提案理由に拠れば、法案の趣旨は、ラント毎に異なる規律を行っているプレス法を統一する事、事前抑制を廃して事後的な責任追及へと規制のありかたを転換する事、プレスの法的責任を適切に追及し得る様に通常の刑法とは異なる規律を行う事、に求められている。

大統領命令下の「プレス自由」(一) (阿部)

記載が義務付けられる事項は、① 印刷業者の名称・住所、② (販売・頒布を目的とする場合には) 出版者の名称・住所、又は (印刷物の自主販売 (Selbstvertriebe) の場合には) 著者若しくは編者の氏名・住所、である。

更に、§7は定期刊行物 (同条の定義によれば「月刊又は週刊の、更に不定期に刊行される新聞及び雑誌」) に就て記載すべき事項が追加され、「全ての号に」「責任編集者」の氏名・住所を記載せねばならない (第1項)。この責任編集者に複数の人物を任命する為には、条件として、夫々の人物が印刷物のどの部分に就て編集を行ったのかが確認できる体裁とせねばならない (第2項)。

「責任編集者」の条件に就ては、§8が要件を定めている。即ち、「行為能力を有し、市民権を保有しており、且つ、ドイツライヒに住所を有し又は通常滞在している (gewöhnlichen Aufenthalt haben) 者」に限定される。

§6乃至§8に違反する行為は、処罰される (§18・19)

§11は、責任編集者の義務として、「直近の号に於て伝達された事実の訂正を、関連する官庁又は私人の求めに応じて」、「その訂正が投稿者によって署名され、可罰的な内容を含まず、且つ事実の申告に限られる限りで」「加筆や削除することなく」掲載すべき旨を定める (第1項)。訂正記事の印刷は、「投稿の受領後の直近の、まだ印刷が完了していない号」で行い、然も「訂正すべき記事が掲載されたのと同じ箇所、同じ活字により」行うとの条件が付されている (第2項)。亦、反論が「訂正を行う為の情報の行数を超えない限りで」、掲載は無償で行うものとされるが、その限度超える場合には有償となる (第3項)。

同条に違反する行為は、処罰される (§18・19; 但し親告罪である、§19第3項)。

特に、海外で発行された定期刊行物に就ては、刑法第41条・第42条 (文書等の廃棄処分)<sup>28)</sup>に基づく有罪判決が一年のうちに二度にわたり下された場合、

28) 尚、刑法典は度重ねて改正されている為、同じ条文番号であっても規定の内容が現在とは異なっている場合が少なくない。本稿の執筆に際しては、Franz von Liszt/Ernst Delaquis, Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich mit Nebengesetzen, 1928 に収録されている法文を参照した。



ライヒ宰相が、二年以内の期間にわたって当該文書の頒布の禁止を宣告する権限を有する。一方、既に個別のラントで発せられていた海外の定期刊行物に対する頒布禁止処分は、失効する。(§14)

3) 法律第V章「押収」では、印刷物の押収に関する特則が設けられている。

このうち§23では、裁判官の命令なしに印刷物を押収できる場合として、§6, 7及び14に違反して頒布された場合(第1号)、戦時に於けるライヒ宰相の告示に違反した場合(第2号)、印刷物の内容が刑法第85条(内乱の煽動)、第95条(皇帝・ラントの君主に対する侮辱)<sup>29)</sup>、第111条(犯罪行為の煽動)、第130条(階級間の暴力行為の教唆)又は第184条(猥褻な文書の頒布)に違反する場合(第3号)、を挙げる。

§24に拠れば、押収処分に関する審査は裁判所が行う者とされ(第1項)、手続の進行には時間制限が設けられている(第2項乃至第4項)。特に、押収処分の発令から5日以内に、その効力を肯定する決定が裁判所から処分庁に到達しない場合には、押収処分は失効する(第4項)。

4) §30では、一定の範囲でラント法律による規律が認められている。即ち、「公の掲示物、貼り紙、展示物、及び布告、告示並びに声明の公の無償での設置」に関するラント法律の規定は、本法によって影響を受けない(第2項)。亦、図書館等への献本に就ても同様である(第3項)。

5) 以上の1874年プレス法の改正のうち、本稿にとって重要なのが、1931年3月4日の改正法である<sup>30)</sup>。同法第1条第1号は、1874年プレス法§8に第2項として次の様な規定を追加する：

「法律上の規定により、刑法上訴追され得ない、又は特別の同意又は許可なしには[刑法上訴追され得ない]者は、定期刊行物の責任編集者となつてはならない。」

29) 同条に就ては、注27で参照した1928年の時点で既に削除されている。このため本条に就ては、Ernst Schwartz, Das Strafgesetzbuch für Deutsche Reich, 1914 を参照した。

30) 1931年の改正法とその経緯に就ては、石村前掲注14, 220頁, Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 7, 1984, S. 818-819.



当該改正がおこなわれた背景には、憲法上・法律上の免責特権を有する者、典型的にはライヒ議会の議員を意図的に責任編集者に据え、それによって刑事責任を免れようとする事例が従来より多発していたという経緯がある<sup>31)</sup>。

### 第三節 1930年3月25日の共和国を保護する為の法律 (第二次共和国保護法, RGBL, 1930, I, S. 91)

プレス自由に関連する法令として、最後に、1930年3月25日の共和国を保護する為の法律 (所謂「第二次共和国保護法」) を取り上げる<sup>32)</sup>。

同法は、1922年7月22日の共和国の保護のための法律 (RGBL I. S. 585, 第一次共和国保護法) の後継となるべき法律である<sup>33)</sup>。同法の効力は当初5年間とされており (§ 27第2項), 1927年6月2日の法律 (RGBL I. S. 125) により更に2年延長された (この間、1926年に二度にわたり改正されている)。

同法は、WRV に抵触する (可能性のある) 条文を含んでおり<sup>34)</sup>, このため憲法改正に必要な加重多数の賛成をもって議決された。併し1929年の段階では、期間の延長を支持する勢力が加重多数を充たさなかった為に、同法の効力は延長されず、1929年7月22日に失効した。ところが、その後も共和国に敵対的な勢力による暴力行為や侮辱、結社が後を絶たなかった為に、それに対応すべく通常のライヒ法律として立案されたのが、第二次共和国保護法である<sup>35)</sup>。

---

31) 1931年2月9日の第21回会議に於ける Kardorff 議員 (DV) の趣旨説明では、その旨が述べられている (Bd. 444, S. 382-384)。

32) (1922年制定のものを含む) 共和国保護法に関する邦語文献としては、石村前掲注14, 202-209頁。同論文は1922年の制定当初を第一期, 1927年に延長された段階を第二期, 1930年に制定されたものを第三期と整理する。併し本稿は、1927年に議決されたのが飽く迄1922年法の延長である事に鑑みて、本文の如く第一次・第二次の区別を用いている。

33) 第二次共和国保護法の制定の経緯に就ては、Gusy, Anm. 18, S. 171-175., ders., Anm. 6, S. 146-147, Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 6, 1981, S. 418-429, 683-685。

34) § 13第4項は、国事裁判所の管轄に関する規定を同法の施行前の行為に就き遡及適用する旨を定めていた。

35) 以上の経緯に就ては Bd. 438, Nr. 1441 (Berichtigt), S. 3 ff. に付された提案理由

プレスに関する規定としては、§ 12が裁判所の令状なしによる印刷物の押収<sup>36)</sup>、§ 13及び14が定期刊行物の発行禁止とその違反に対する罰則を定めていた<sup>37)</sup>。これらの条項は、その要件として、同法§ 1（声明に対する犯罪を目的とする結社・謀議への参加・支援<sup>38)</sup>、§ 4（共和国の国家形態の破壊を目的とする結社、国家に敵対的で且つ武器を不法に所持する結社、への参加・支援<sup>39)</sup>、§ 5（国家形態や大統領等の公職者、ライヒの色・旗、既に死亡した大統領等の公職者、に対する誹謗中傷、及び一定の暴力行為・反乱行為の賛美<sup>40)</sup>）及び刑法§ 81乃至86（内乱罪・外患誘致罪及びその煽動）、更に§ 110

---

ゝのなかで説明されている。更に、Gusy, Anm. 18, S. 172 f.

36) § 12 裁判官の命令なしの印刷物の押収に関する1874年5月7日のプレスに関する法律の規定 (RGBl. S. 65) は、本法 §§1, 4並びに5及び刑法 §§81乃至86並びに110に規定された可罰的行為に対して、暫定的な押収を無効とする裁判所の決定に対して検察官が延期効を有する異議申立を直ちに提起することを条件として、適用される。

37) § 13 定期刊行物の内容によって、本法 §§ 1, 4並びに5及び刑法 §§81乃至86に規定された行為のうち一つが基礎づけられる場合、その定期刊行物は、日刊新聞に就ては四週間以内の期間にわたって、他の場合には六ヶ月以内の期間にわたって、禁止され得る。権限及び手続に就ては§ 9を適用する。

定期刊行物の禁止は、外見上は新規の印刷物であるが、実態としては従来のもを表現したものも含む。

§ 14 § 13によって禁止された定期刊行物を編集し、出版し、印刷し又は頒布した者は、三ヶ月以上の禁固刑に処し、罰金刑を併科し得る。

その印刷物の押収に就ては§ 12の規定が妥当する。

38) § 1（第1項のみ）生命に対する犯罪を企て、又は他の目的の為の手段として予定する結社又は謀議に参加した者、又はそのような結社を支援した者は、三ヶ月以上の禁固刑に処する。

39) § 4 [下記の者は] 他の規定によって更に重い刑罰が予告されていない限り、三ヶ月以上の禁固刑に処する：

1. ライヒ又はラントの憲法に基づく共和国の国家形態の破壊を目指す秘密 [結社] 若しくは国家に敵対的な結社 (刑法典 §§128, 129) に参加し、又はそのような結社を支援した者；

2. [結社] 自ら又はその構成員が不法に武器を所持する秘密 [結社] 若しくは国家に敵対的な結社 (刑法 §§128, 129) に協力した者。

40) § 5（第1項のみ）公然と又は集会の中で [下記の行為を行った] 者は、三ヶ月以上の禁固刑に処し、それと並んで罰金刑に処され得る

(法律に対する不服従の教唆；§12の場合のみ)に該当する場合を挙げていた。亦、§13の定期刊行物の禁止に就て、権限を有するのはラント官庁であり、これに対してライヒ官庁は処分を行うよう要請を為し得るに過ぎなかった(§9第1・2項)。

尚、同法は「新たな一般ドイツ刑法典の施行」の時か、又は「遅くとも1932年12月31日に」失効する旨が定められていた(§15)。

以上の如き規律を含む第二次共和国保護法に就ては、提案理由では、同法が憲法改正法律ではなく通常法律である事に鑑み、1922年法の様な強力な規制は行わなかったとの説明が為されている<sup>41)</sup>。

## 小 括

以上、WRV、1874年プレス法、及び第二次共和国保護法に就き最低限の事項を確認した。夫々の解釈論の詳細をひとまず措くならば、次の様に言う。

先ず、プレス自由は、WRVでは明示的に保障されていない。文言だけを見るならば、第1項の意見表明の自由及び第2項の検閲禁止と重なり合う範囲でのみ、憲法ランクの保障を享受するに過ぎない。これに対して、1874年プレ

---

1. ライヒ若しくはラントの憲法に基づいて確定された共和国の国家形態を侮辱し、又は悪意により計画的に侮蔑し、又はライヒ大統領若しくはライヒ又はラント政府の構成員を侮辱し又は中傷した；

2. ライヒ若しくはラントの色若しくは旗を侮辱し又は悪意により計画的に貶めようとした；

3. 死亡したライヒ大統領又はライヒ政府若しくはラント政府の死亡した構成員を、その職務との関係で侮辱し又は中傷した；

4. 他人に対するその政治的活動を理由とする暴力行為若しくは§3第1項に規定された種類の暴力行為を要求し、又は、既に実行されたその種の暴力行為、若しくはライヒ又はラントの憲法に基づいて確定された共和国の国家体制又はライヒ若しくはラントの存立に対する反乱(刑法§§81乃至86)を、賛美し又は明確に是認した。

41) Bd. 438, Nr. 1441 (Berichtigt), S. 3 に拠れば、集会・結社に関する規制が緩和され、1922年法§23の様な規定が含まれていないのが、その現れとされる。尤も、Huber, Anm. 33, S. 685 は、同法の規律は第一次共和国保護法と比べてそれほど緩和されていないと評する。

ス法は飽く迄ライヒ法律ランクの保護に留まるが、併し内容面では「意見」の表明以外の内容、及び「表明」以外の準備・頒布過程をも包含していた。

或る印刷物が「意見」の表明に該当する場合には、WRV第118条第1項の「一般的法律」による制約を受ける。それに該当しない場合には、1874年プレス法の保護を受けるが、施行当時の法律（§1）のほか、後法による制限を受ける可能性がある。何れがどの程度有利な者となるかは、条文の解釈により変動し得る問題である。

WRV 第6条がプレスに関する事項が競合的立法事項となり、且つ1874年プレス法が既にライヒとして規律を行っている以上、プレスに関するラントの立法権限は排除される。尤も、後者じしんが若干の例外を認めていた。更に、プレスを直接の規律対象としない、一般的な危険や法益侵害を理由とする規制が排除されるかどうかは、条文上は確定していない。

大統領命令との関係では、此れが法律と同等の効力を有すると考えるならば、1874年プレス法にとっては後法としての効力を有し、亦、WRV 第118条との関係でも明示的に権利が停止される可能性が認められている。WRV 第48条第2項では「公共の安全と秩序を回復するため」及び「暫定的に」と云う条件が付されているものの、その条件を満たす限り広範に強力な制限が為される可能性がある。プレスの自由に関しては、次章で検討する諸命令により、この可能性が現実化した事になる。

## 第二章 大統領命令の規律

以上の与件を前提として、次に、プレスの自由に関わる規律を含む大統領命令の内容を検討する。ブリューニング内閣の下で本格的な大統領命令による統治が行われる状況になってから、1933年にナチスによる授権法が制定される迄の間に、関係する命令は八件発せられており、更にそれらに対して施行規則や改正命令等が発せられている。以下では、個別の命令ごとに関連する条文を概観し、最後に全体としての傾向を纏める。

1 政治的逸脱行為の取締の為の1931年3月28日の大統領命令 (第一命令, RGB1., 1931, I, S. 79)<sup>42)</sup>

第一に、大統領命令により初めてプレスに対する本格的な規制が行われた者として、1931年3月28日の命令 (所謂「第一命令」) を取り上げる。

同命令は、当時、突撃隊 (SA) 及び赤色戦線戦士同盟 (FRB) による殺人を含む暴力行為が深刻化しており、然もその背景に集会等による宣伝行為が影響を与えていたが、併し従来の法制では、集会を事前に禁止できない等の欠陥があった為に発せられたとされている<sup>43)</sup>。

同命令は先ず § 1 乃至 § 9 に於て、集会に対する規制を規定しているが、更に § 10 以下に於て、その要件を一部準用する形で、印刷物に対する規制をも規定する。尚、§ 16 は明文で「ライヒ憲法第 48 条第 2 項に列挙された基本権」が「本命令の有効期間にわたって、その実施に必要な範囲で失効する」と規定されている。亦、同命令には有効期間は設定されていない。

1) 印刷物のうち、政治的な内容の貼り紙及びビラに就ては、§ 10 及び § 11 が規律を行う<sup>44)</sup>。

---

42) 「政治的逸脱行為」は politische Ausschreitung の訳である。他にも「政治的暴力行為」「政治的犯罪行為」等の訳語も既に提案されているが、① 規制対象となる行為にはプレスによる表現も含まれ、それ自体としては日常的な意味に於ける暴力ではない事、② それ自体が犯罪となる訳ではない表現にも規制を及ぼしている事、に鑑みて「逸脱」行為と訳した。

43) Huber, Anm. 30, S. 809-810, Gusy, Anm. 18, S. 193 f. 同命令全体の概要に就ては、Gusy, Anm. 18, S. 193-201.

44) § 10 その内容が公の安全又は秩序に危険を及ぼす性質の貼り紙及びビラは、警察によって押収され得る。

政治的な内容の貼り紙及びビラは、それが公道、公の街路若しくは広場で掲示され、陳列され、頒布され、又は他に一般公衆にアクセス可能とされる少なくとも 24 時間前に、権限のある官庁に対して、閲覧の為に提出されねばならない。この規定に反して一般公衆にアクセス可能とされた貼り紙及びビラは、警察によって押収され得る。

(2) 政治的な集会に関する公の告知は、集会の場所及び時間、主催者、参加者、演説者、公園の主題、討論及び入場料に関する、集会についての事柄に即した必要な告知以外のものを内容としてはならない。この規定に反して政治的な集会を公に告知する貼り紙及びビラは、警察によって押収され得る。 ↗

内容が「公の安全又は秩序に危険を及ぼす」場合には警察により押収され得る旨が規定され（§10第1項第1文）、これらを公の場所で掲示、頒布する場合は事前に警察に提出せねばならない（第2文）。政治的な集会に関する告知を内容とする場合にも、同様の義務が課せられる（§10第2項）。この義務に違反した場合には、貼り紙及びビラの押収（§10第1項第2文、第2項）に加えて、刑罰を科される可能性が認められる（§11）。

2) 更に、印刷物(Druckschrift)全般に関する規律として§12がある<sup>45)</sup>。

同条に拠れば、一定の場合に、同じく警察により押収され得る旨が規定される（§12第1項第1文）。具体的には§1所定の場合<sup>46)</sup>、即ち公権力の命令・

---

ㄨ §11 政治的な内容の貼り紙又はビラを公道、公の街路若しくは広場に掲示し、陳列し、頒布し又は他に一般公衆にアクセス可能とされるようにしながら〔貼り紙又はビラが〕遅くともその24時間前までに権限のある官庁に提出されなかった〔場合には〕、3か月以内の懲役又は罰金刑に処する。

(2) §10第3項の規定に違反して政治的な集会を公に告知した者も、同様に処罰される。

45) §12 §1第1項第1号乃至第3号に示された種類の表現を含む印刷物は、警察によって押収され得る。

(2) 定期刊行物については、それが日刊新聞である場合には8週間以内にわたり、他の場合には6か月以内にわたり、禁止され得る。定期刊行物は、その責任編集者として1931年3月4日のライヒ法律(RGBL I, S. 29)に違反して、刑法により処罰されず又は特別の同意若しくは許可なしには処罰され得ない者を選任又は指名された場合には、同様の期間にわたって禁止され得る。

(3) この規定に基づき、又は1930年3月25日の共和国を保護する為の法律(RGBL I, S. S. 91)に基づき発せられた禁止は、同じ出版者から刊行されたその新聞の地方版、及び外見上は新規の印刷物であるが、実質的には旧来のものを表現したもの、又はその代替と見做されるべきものを含む。

46) §1 公の政治的な集会及び、屋外で行われる全ての集会及び行進は、遅くとも24時間前までに、場所、時間及び討論の主題に関する情報を地区の警察官庁に届出ねばならない。その状況に照らして〔下記の〕危険が生じる場合には、禁止され得る、

1. 法律、又は、憲法に基づく政府又は官庁の適法な命令又はその権限の範囲内で為された指示に対する不服従が、煽動され又は教唆されること、

2. 国家の機関、施設、官庁若しくは指導的地位にある官吏が侮辱され、又は悪意により中傷されること、

3. 公法上の宗教団体につき、その施設、習慣又はその宗教的崇敬の対象が侮

大統領命令下の「プレス自由」(一) (阿部)

指示に対する不服従を煽動した場合(第1号)、公的機関又は「指導的地位にある官吏」を誹謗中傷した場合(第2号)、及び宗教及び宗教団体を冒瀆した場合(第3号)である。

亦、特に定期刊行物及び新聞に就ては、一定期間の発行禁止処分が認められ(同第2文)、特に定期刊行物に就ては、刑法上の免責特権を享受する者を責任編集者に就けた場合も、発行禁止処分の対象となる(同第3文)。

更に、同命令及び第二次共和国保護法に基づく発行禁止処分の効果は、当該新聞の地方版(Kopfblatt)、及び処分を受けた者と実質的に同じ内容の印刷物にも及ぶ(第2項)。

3) 以上の規定をめぐる権限関係に就ては、§13及び§15に規律が存する<sup>47)</sup>。

↘辱、又は悪意により中傷されること、

4. その他の方法により公の安全又は秩序に危険が及んだこと

47) §13 本命令の§1, 6, 10, 12第1項で認められた警察による措置に関する権限は、ラントの最上級官庁が他に定めを置かない限り、地区警察官庁に属する。本命令§7, 8, 12第2項で認められた措置に関する権限は、ラントの最上級官庁又はそれによって指定された部局に属する。当該措置に対しては、§1, 6, 10, 12第1項の場合にはラント法の規定が適用され、他の全ての場合には警察署長の指定するライヒ裁判所の法廷に異議申立を行うものとする。異議申立の提起は延期効を有しない。

(2) 異議申立は、§7, 8, 12第2項の場合には、その命令に対して[異議申立]が向けられているところの部局に対して行うものとする。[当該部局]はこれを遅滞なくラントの最上級官庁に提出せねばならない。[ラントの最上級官庁]が異議申立を処理しない場合には、[ラントの最上級官庁]はこれを遅滞なくライヒ内務大臣に送付せねばならない。ライヒ内務大臣は異議申立を処理することができ、さもなければ[ライヒ内務大臣]はこれを遅滞なくライヒ裁判所の法廷に、決定の為に提出せねばならない。異議申立の処理を行ったライヒ内務大臣の決定に対しては、ラントの最上級官庁がライヒ裁判所の法廷の判決を求める事ができる。

(3) ライヒ内務大臣はラントの最上級官庁に対して、§7, 8, 12第2項で示された措置を要請する事ができる。ラントの最上級官庁がその要請を適切でないと同断した場合には、[ラントの最上級官庁]はそれを遅滞なく電報又は電話により、要請を受け取ってから遅くとも2日以内に、ライヒ内務大臣に連絡し、且つ同時に同じ方法によりライヒ裁判所の法廷の決定を求めるものとする。ラントの最上級官庁は、ライヒ内務大臣の要請に応じて為された措置に対する異議申立を、提起することができない。

§15 [第1項のみ] 本命令の施行の為に必要な措置は、ライヒ内務大臣が、↗



これらの規定によれば、§ 10及び§ 12の処分に関する権限はラントに属し（§ 13第1項）、異議申立の段階となって初めてライヒの権限が認められる（§ 13第1項第3文、第2項）。尤も、命令全体の施行に必要な措置や指針に就ては、ライヒ内務大臣の権限とされ（§ 15）、§ 12に基づく措置に就てはライヒ内務大臣にラント官庁へ要請を行う権限も認められている（§ 13第3項）。

4) 第二次共和国保護法と比較した場合、同命令は下記の点でより厳格な規制となっている。

① § 12第1項・§ 1各号所定の要件のうち、§ 1第2号は第二次共和国保護法§ 5とほぼ重なり合うが、これに対して、第1号は同法§ 1及び§ 4に比して規制の対象が広がっており（生命に対する罪や国家体制の破壊、反乱行為に限定されていない）、第3号も新設の要件である。

② 発行禁止に就ては、§ 12第1項第2文が1874年プレス法§ 8に比して編集責任者の資格要件を厳格化しており、且つ第2項が1874年プレス法及び第二次共和国保護法§ 13第2項に比して厳しく脱法行為を禁止している<sup>48)</sup>。

## 2：政治的逸脱行為の取締の為の1931年7月17日のライヒ大統領第二命令 (RGI., 1931, I, S. 371)

第二に、同年7月17日に発せられた緊急（所謂「第二命令」）及び同命令を改正する8月10日の命令を取り上げる<sup>49)</sup>。

---

↘然もライヒ裁判所の法廷の前で行われる手続に関する規定に関する限りではライヒ司法大臣の同意により、講じるものとする。[ライヒ内務大臣]は、必要と判断した限りで、本命令の運用に関する指針を発する事ができる。

48) Die Kabinette Brüning I/II, Dok. Nr. 257 vom 9. März 1931 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik < online; URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1\\_1/kap2\\_5/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1_1/kap2_5/index.html) 最終閲覧2018年5月31日)に拠れば、同命令の発令に先立つ閣議に於て、ライヒ内相ヴィルトが共和国保護法の厳格な適用で対応し得ると主張したのに対して、ブリュニングは煽動的で有害な報道に対してはより長期の発行禁止で臨むべきだと応じている。

49) 同命令全体の概要に就ては、Gusy, Anm. 18, S. 201-202.



## 大統領命令下の「プレス自由」(一) (阿部)

7月の第二命令から8月の改正命令迄に生じた出来事としては、プロイセン州議会の解散を求める国民請願の申立(主にDNVP・DVPの支持を受けていた)に就て、国民評決の投票日に先立って、州政府が投票を棄権するよう呼びかける旨の広告を新聞に掲載させている。大統領ヒンデブルクは、この事件をきっかけとして、第二命令の改正を検討すべきだと考えるに至った<sup>50)</sup>。

1) 第二命令は、専ら定期刊行物及び新聞を対象とする。

§1では、定期刊行物に就て反論・声明の掲載義務が定められている<sup>51)</sup>。この義務じたいは1874年プレス法§11にも存在していた。併し、掲載を要請し得る者が行政官庁に限定される一方、掲載を要請し得る記事の内容は拡大されている(「訂正」ではなく、「反論」又は「声明」、第1項)、同じ号で再反論を行う事も禁止されている(第2項第3文)。

§2では、印刷物全般に就て、警察の押収権と発行禁止処分の権限が拡大されている<sup>52)</sup>。即ち、双方に就て、§1の義務に違反した場合の発行禁止(第2

---

50) Die Kabinette Brüning I/II, Dok. Nr. 437 vom 7. August 1931 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik < online, URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1\\_1/kap2\\_185/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1_1/kap2_185/index.html) 最終閲覧2018年5月31日)。同文書に拠れば、掲載の要求はライヒ政府の同意の下に為されるようにすべきだ、という提案はブリュニングとヒンデブルクの会談のなかで示された者である。その前後の事情に就ては、Huber, Anm. 33, S. 757-759, Huber, Anm. 30, S. 866-868.

51) §1 定期刊行物の責任編集者は、ライヒ若しくはラントの最上級官庁又はそれが指定する部局の要求に応じて、その定期刊行物により伝達された事実に関する声明及び反論を、改変又は省略なしに、無償で掲載すべき義務を負う。

(2) 印刷は遅滞なく、日刊新聞の場合には遅くとも声明又は反論が到達した後の、まだ印刷が完了していない号に於て、行われねばならない。声明又は反論は、投稿者が指定する箇所に、それによって指定された見出しと共に、且つ指定された活字によって、印刷せねばならない。反論に対する態度表明を同じ号に於て行う事は、許されない。

52) §2 その内容によって公の安全又は秩序に危険を及ぼす印刷物は、警察により押収され得る。

定期刊行物は[次の場合に]禁止され得る、

1. §1の規定に違反した場合、又は、

2. その内容によって公の安全又は秩序に危険が及んだ場合。 ↗

文)のほか、「公の安全又は秩序に対する危険」を理由とする押収・発行禁止(第1-2文)を認めており、第一命令よりも広範な規制となっている。

2) 但し、この第二命令は、直後の8月10日の命令<sup>53)</sup>により改正されている。即ち、[1] ラント官庁が記事の掲載を要求する場合にはライヒ内務大臣の同意が必要とされ(§1第1項)、[2] 記事の分量に応じてライヒ内務大臣が料金の支払を指示し得る旨を定め(§1第2項)、更に[3] 発行禁止処分に対して異議申立が提起された場合に、一定の期間のうちに対応が為されない場合には、処分が失効する旨が定められている(§2)。

3) 更に、同じ8月10日には第一命令及び第二命令に関する施行規定・指針が定められている<sup>54)</sup>。

---

↘ これに対しては、政治的逸脱行為の取締の為の1931年3月28日の命令§12第2項、第3項、§13、§15第1項の規定が適用される。

53) 「政治的逸脱行為の取締の為の第二命令を改正する為の1931年8月10日のライヒ大統領命令」(RGL, 1931, I, 435)

第1条 1931年7月17日の政治的逸脱行為を取締する為の第二命令§1は、次のように改正される：

1. 第1項は次の文言とする：

定期刊行物の責任編集者及び出版者は、ライヒ又はラントの最上級官庁の要求に応じて、その定期刊行物により伝達された事実に関する当局の声明及び当局の反論を、改変又は省略なしに、無償で掲載する義務を負う。ラントの最上級官庁は、声明の掲載を、ライヒ内務大臣の了解に基づいてのみ要求できる。

2. 第2項第2文は次の文言とする：

印刷の方法に就て、ライヒ内務大臣は一般的な定めを置くことができる；[ライヒ内務大臣]は、その印刷が一定の量を超える限りで、料金の支払を指示することができる。

第2条 共和国を保護する為の法律に基づき又は政治的逸脱行為の取締の為の命令に基づいて発せられた定期刊行物の禁止に対して、異議申立が提起された場合に、異議申立が遅くとも五日以内に、それをライヒ裁判所に提出すべき部局まで送達されない場合には、その禁止は実体的な審査なしに直ちに効力を喪うべきものとする。

54) 「1931年3月28日、1931年7月17日、1931年8月10日の政治的逸脱行為を取締する為のライヒ大統領命令の運用に関する、1931年8月10日の施行規定及び指針」(RGL, 1931, I, S. 436)

§1 政治的逸脱行為を取締する為のライヒ大統領の第二命令§1に基づいて要求される声明及び反論は、500語を超えてはならない。これを超える部分に就ては、通常の掲載料を支払うべきものとする。 ↗

## 大統領命令下の「プレス自由」(一) (阿部)

此れに拠れば, [1] 第二命令に基づき掲載を要求できる記事の分量に上限が設けられ (§1 第1項), [2] 掲載の要求を行う者の指示した通りの活字で印刷を行うよう規定する (同第2項) 一方で, [3] その指示は相手方に対し不可能を強いる者であってはならないとされ (同第3項), 更に [4] 禁止処分の補充性が規定されている (§2)。

以上の如く, 第二命令は訂正・反論の掲載義務と云う新たな規制を定める者ではあったが, 併し8月の改正と施行規定によって, その義務・負担は少なくとも条文上は一定程度緩和されている。

### 3: 経済の安定及び政治的逸脱行為の取締の為の1931年10月6日のライヒ大統領第三命令 (RGBl., 1931, I, S. 537)

第三に, 1931年10月6日に発せられた大統領命令 (所謂「第三命令」) を取り上げる<sup>55)</sup>。

同命令の条文数は膨大であり, 規律事項も租税や社会政策等を含む包括的な者である。印刷物に関する規定は, 同命令第7章「政治的逸脱行為の取締」に含まれている<sup>56)</sup>。従前の法制度との主な相違点は, 次の通りである。(尚, 同

---

ㄨ (2) 声明又は反論は, 投稿者によって指定された場所に, その者によって指定された見出しにより, その者によって指定された大きさの活字 (Schriftgröße) により, そしてその者によって指定されたサイズの文字 (Schriftgrad) により, 印刷せねばならない。

(3) 投稿者は印刷に関して, 定期刊行物が利用できる技術的な能力の枠内に留まるような指示だけを行うよう配慮すべきものとする。

§2 定期刊行物の禁止を発令する前には常に, 達成されるべき目的が, 警告及び当局による反論だけで達成され得ないかを審査しなければならない。惹起された損害が小さく, 単に過失により引き起こされたと認定できる軽微な場合には, 出版者が損害や危険を被った利益に配慮した説明を公表することで損害を回復する旨を直ちに宣言している限り, 禁止のかわりに先ずは警告を発しなければならない。

55) 第三命令の制定までの経緯及び第三命令の概要に就ては, 更に Huber, Anm. 30, S. 869-872. を参照。亦, 同命令全体の概要に就ては, Gusy, Anm. 18, S. 202-205.

56) Die Kabinette Brüning I/II, Dok. Nr. 497 vom 30. September 1931/ Dok. Nr. 508 vom 5. Oktober 1931 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik online, ↗

命令の条文番号を示す際には章番号を略する。)尚、命令第八章§1は明文で「ライヒ憲法第48条第2項に列挙された基本権」が「本命令の有効期間にわたって、その実施に必要な範囲で執行する」と規定されている。その規定の概要は、次の通りである。

- 1) §2は、1874年プレス法§6-7と同じく一定の情報を印刷物に記載する義務を定めているが、特に文書の内容が一定の犯罪を基礎づける場合に義務に違反したときには、より重い制裁が科せられる<sup>57)</sup>。
- 2) §3は、新たな規制として、§2に基づいて処罰される内容の印刷物に就て、その在庫の存在について警察に届出を行う義務を定めている<sup>58)</sup>。

---

↘URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1\\_1/kap2\\_245/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/bru/bru2p/kap1_1/kap2_245/index.html) 最終閲覧2018年5月31日)。9月30日の閣議では、具体的には共産党の禁止や無神論者の宣伝活動の規制が主な議題とされていた様であり、第七章となるべき規律は「政治的テロルに関する命令」と云う表題により発する事が提案されていたが、10月5日の閣議に於て見出しに掲げた表題の命令の最後に規定を加える旨が決定された。

57) §2 故意又は過失により、その中で出所を秘匿する為に、1874年5月7日のプレスに関するライヒ法律の§6及び7で規定されている印刷者、出版者、著者、編集者又は編集責任者に関する情報を含んでおらず、又は不正確、不完全若しくは判読できないような、政治的な内容の印刷物を作成し、頒布し又は頒布の目的で所蔵した者は、印刷物によって「下記の犯罪が基礎づけられる」場合には、他の規定によってその行為がより重い刑罰により威嚇されていない限り、一年以内の懲役刑に処する、

1. 反乱罪(刑法典§81乃至86)又は、

2. 禁止された結社に関する規定(共和国を保護する為の法律§11, 政治的逸脱行為の取締の為の1931年3月28日の命令§7)に反する罪], 又は禁止された印刷物(共和国保護法§14, 本章§5)に関する罪、又は、

3. 刑法典§110乃至112(法律に対する不服従・犯罪行為の煽動、軍人への不服従の煽動)に基づき又は政治的逸脱行為の取締の為の1931年3月28日の命令§2第2号に基づき処罰される煽動又は教唆、が基礎づけられる。

(2) 第1項の規定に対する故意の違反を理由として処罰される者が、その者が重ねて第1項の規定に故意に違反した場合には、三か月以上の懲役刑に処する。刑法典§245は準用される。

(3) 本条に基づき処罰される犯罪又は軽罪の実行の為に使用された又は[その目的に]向けられた対象物に就ては、本章§1第2号(刑法典§86a)が準用される。

58) §3 その内容が§2第1項第1号乃至第3号に示された処罰される行為を基

3) § 4・5は、定期刊行物に就て、第一命令に基づく発行禁止の対象となる印刷物のみならず、それを回避する為に作成された印刷物に就て、然も流通過程に乗せる事も禁止している<sup>59)</sup>。

4) § 10は、貼り紙及びビラに関する規制を拡大し、特に「公の安全又は秩序に対する危険」を理由とする押収を認めている<sup>60)</sup>。

以上の諸点を見る限り、定期刊行物に就ては、同命令は規制の手法を追加し(2)・3)), 又は制裁を従前より厳格な者としているが(1)), 実体的な要件を追加している訳ではない。尤も、貼り紙・ビラに就ては実体要件が拡大されている(4))。

---

ㄨ礎づける印刷物の在庫の存在に就て、この印刷物の在庫の存在がまだ官庁に認知されていない時点で、真実らしいとの認識を有していた者は、遅滞なく警察官庁に届け出る義務を負う。その者は、占有又は保管する印刷物を、遅滞なく警察官庁に引き渡さねばならない。

(2) 告発又は引き渡しを適時に行う事を怠った者は、一年以内の懲役刑に処する。

(3) 尊属及び卑属、配偶者又は兄弟姉妹に関して行わねばならない届出を怠った者は、処罰しない。聖職者は、その魂への配慮を行うに際して打ち明けられた事柄を届け出る義務を負わない。

59) § 4 [第1項のみ] 出版者の容認の下に、禁止された印刷物の購読者に対し、その代替として禁止の結果を回避する為に送付された定期刊行物は、政治的逸脱行為の取締の為に1931年3月28日の命令(ライヒ官報 I, S. 79) § 12第2項で規定された期間にわたって、禁止され得る。

§ 5 本章 § 4 に基づき、又は政治的逸脱行為の取締の為に1931年3月28日若しくは1931年8月10日の命令に基づき禁止された定期刊行物を作成し、出版し、印刷し又は頒布した者は、3か月以上の懲役刑に処せられ、そのほか罰金刑を科され得る。

60) § 10 [各号のうち第3・4号のみ訳出] 政治的逸脱行為の取締の為に1931年3月28日の命令は下記の如く改正される：

3. § 10第1項は下記の文言とする：その内容が公の安全又は秩序に危険を及ぼす性質の貼り紙及びビラは警察により禁止され、押収され得る。

4. § 11第1項は下記の文言とする：遅くとも24時間前までに権限を有する官庁に閲覧の為に提出せず、又は § 10第1項に基づき警察により禁止された[にも拘らず]、政治的内容の貼り紙又はビラを公道、公の街路又は広場に掲示し、陳列し、頒布し又は他に一般公衆にアクセス可能とされるようにした者は、3か月以内の懲役刑又は罰金刑に処する。

4：経済及び財政の安定化の為の及び国内平和の保護の為の1931年12月8日のライヒ大統領第四命令（RGBl., 1931, I, S. 699）

第四に、1931年12月8日に発せられた大統領命令（所謂「第四命令」）を取り上げる<sup>61)</sup>。

第三命令が発せられた後の主な出来事としては、直後の10月9日に第二次ブリューニング内閣が組閣されている。亦、第三命令が発せられた直後より、主に SA、鉄兜団、RFB による政治的なテロ行為が続発していた。このうち鉄兜団に就ては解散措置も検討されたが、大統領の拒否により頓挫している<sup>62)</sup>。

同命令のうち、プレスと直接に関連するのが第八章「国内平和の保護」のうち第三章「名誉保護の強化」の諸規定である<sup>63)</sup>。

同章柱書は「政治的闘争に於ける他者の誹謗中傷（Verunglimpfung）や増大しつつある憎悪による公的生活の更なる汚染に対抗する為に、下記の如く定める」と述べ、更に次の様な刑法及び刑事訴訟法の特別規定を定める。即ち、  
 ① § 1・2 は刑法 § 186（悪質な中傷）・§ 187（誹謗）のうち、特に「公的生活に対する侵害が生じ、且つ名誉を毀損する事実が公然と主張され、又は頒布され、且つ侵害を受けた者がその公的生活に必要とされる信頼をおくに値しないかの如く見せかける性質のものである場合」に就き特別の罰則を設けている。  
 ② 亦、双方の規定に違反した場合には、刑法上の科料（§ 188）とは別に、更に独自に科料を命じる事が認められる（§ 3）  
 ③ 更に、刑事訴訟法に就ても、証拠調べと略式手続に関する特則が設けられている（§ 4・5）。

61) 同命令全体の概要に就ては、Huber, 1984, S. 890-893, Gusy, Anm. 18. S. 205-207, 特に茲で取り上げる第八章に就ては同書 S. 898-900 を参照。

62) Vgl. Gusy, Anm. 18, S. 205.

63) 他の章では、武器の保有・製造・流通に関する規制（第一章）、政治団体の記章・制服の禁止（第二章）、1932年1月3日迄の全ての屋外での政治的集会・行進の禁止（第四章）が規定されていた。

5: 政治的逸脱行為に対する1932年6月14日のライヒ大統領命令 (RGL., 1932, I, S. 297)

第五に、1932年6月14日の大統領命令<sup>64)</sup>と、それに続けて発せられた6月17日の第一施行命令 (RGL., 1932, I, S. 302) を取り上げる。

同命令に先立って、5月30日にブリューニングが辞職し、代わりに6月1日にフォン・パーペンが宰相に指名されている。亦、ライヒ大統領選挙の第1回投票が3月13日に、第2回投票が4月10日に実施され、ヒンデンブルクが再選している。

3月命令以降、本命令迄の間に発せられた他の重要な大統領命令としては、①4月13日に「国家の權威を保全する為のライヒ大統領命令」(RGL., 1932, I, S. 175) が発せられ、同命令は SA・SS 等の NSDAP 関連の団体の解散等を定めている。亦、②5月3日には「国家の權威を保全する為のライヒ大統領第二命令」(RGL., 1932, I, S. 185) が発せられ、規制対象を「軍に類似する仕方で組織、又はそのような活動を行う政治的団体」一般に拡張し、規約の審査 (§ 1) と解散処分 (§ 2) を定めている。

1) 6月14日の命令は、従来の大統領命令に替えて、印刷物に就て新たな規律を導入する者であり、その規律は従来に比して大きく緩和されている<sup>65)66)</sup>。

---

64) 同命令及び6月28日の命令の概要に就ては、Huber, Anm. 30, S. 1002-1004, Gusy, Anm. 18, S. 207-212。亦、6月14日命令が発せられた後の情勢に就ては、Hans Mommsen, *Aufstieg und Untergang der Republik von Weimar 1918-1933*, 2009, S. 530 ff.。尚、同書は1989年に刊行された *Die verspielte Freiheit: der Weg der Republik von Weimar in den Untergang, 1918 bis 1933* の改訂版であり、内容面で若干の修正が施されている。この1989年のヴァージョンに就ては、翻訳としてハンス・モムゼン (関口宏道訳) 『ヴァイマル共和国史』(水声社, 2001年) が存在する。以下で注記する際には2009年のヴァージョンの頁数を示すこととし、同書では削除されている箇所には、1989年のヴァージョン及びその訳の頁数を示す。

65) 尚、4月13日命令及び5月3日命令も、§ 20第6・7号により廃止されている。

66) *Die Kabinette von Papen*, Dok. Nr. 11 vom 7 Juni 1932 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik < online, URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1\\_2/para2\\_11.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1_2/para2_11.html) 最終閲覧2018年5月31日) に拠れば、6月12日の閣議の席上で、恐らくはライヒ内相フォン・ガイルから、SAの禁止が多くの国民にとって支持し得ないものである事、



即ち、§20第2項は、同命令が従前の大統領命令を廃止する者であると規定し、具体的には、茲までに取り上げた命令の中では1931年の第一命令（第1号）、第二命令（第2号、同年8月の改正命令を含む）、第三命令のうち第7章第2乃至5条、第7乃至10条（第3号）、第四命令第8章第2節（第4号）が列挙されている<sup>67)</sup>。

2) 同命令が、従前の命令に替えて定めた規律は、次の通りである。

① 6月14日の命令は、先ず§5に於て、定期刊行物に就て、1931年の第二命令（8月の改正を経た者）のうち声明・反論の掲載義務を継承している<sup>68)</sup>。

② 亦、同命令は、§6に於て、同じく定期刊行物の発行禁止処分に就て定めている<sup>69)</sup>。但し、処分を為し得る場合は従来に比して拡大している（第4号）。

---

選挙戦は各政党が対等な立場で行われるべき事、SAの禁止に視野を狭める事なく関連する問題を全体として解決しようとしている事、等が述べられている。亦、続けて放送に就ても、共産党を除く全ての政党に対して対等な取扱をすべきであると主張も為され、此方にはフォン・パーベンも明示的に賛同している。

67) 尚、同条第6・7号では、4月13日の大統領命令と5月3日の大統領命令が廃止され、後者の命令に類似する新规定に統一されている（§9・10）。前者に基づくSA・SSの禁止はその限りで解除された事になる。

68) §5 定期刊行物の責任編集者及び出版者は、ライヒ又はラントの最上級官庁の要求に応じて、その定期刊行物によって伝達された事実に対する当局の声明又は当局の反論を、挿入又は削除なしに無償で掲載すべき義務を負う。ラントの最上級官庁は、声明の掲載を、ライヒ内務省の了解に基づいてのみ要求できる。

(2) 印刷は遅滞なく、印刷がまだ完了していない号で、日刊新聞の場合には声明又は反論が到達した後の最初の[号で]行わねばならない。同一の号の中で反論に対して態度表明を行うことは、許されない。

(3) ライヒ内務大臣は、印刷の態様及び方法に就て、指示を発する事ができる；[ライヒ内務大臣]は、印刷が一定の量を超える限りで、料金の支払を命じる事ができる。

69) §6 定期刊行物は[下記の場合]に禁止され得る：[第1～3号は1931年第一命令§1第1～3号と同一、第5号は同命令§12第1項と同一、第6号は1931年第二命令§2第1項と同一、第3項は1931年第一命令§12第3項と同一]

4. その中に、国家の存亡に関わる(lebenswichtig)利益に対して、虚偽又は歪曲された事実を主張し又は伝達する事によって、危険を及ぼす表現を含んでいる場合；

(2) 禁止の期間は、日刊新聞に就ては四週間、他の場合には六週間を超えてはならない。



大統領命令下の「プレス自由」(一) (阿部)

一方、6月17日の第一施行命令は、発行禁止処分の補充性を明言し、軽微な事案に於ては他のより穏やかな措置を講ずべき旨を定める(この規律は、1931年8月10日の施行命令§2と同じである)<sup>70)</sup>。

3) これに対して、他の印刷物、即ち貼り紙やビラに就ては、命令は規定していない。従って、1931年第一命令§10の様に事前に警察に届け出る義務は廃止され、亦、違法な内容を含んでいない限りは、警察は押収する権限を有しない。従来の規制は、大幅に緩和されている。

4) 尤も、その直後の6月28日には「政治的逸脱行為の取締の為のライヒ大統領の第二命令」(RGBl. I, S. 339)が発せられ、ビラ、貼り紙及びパンフレットに就て「特定の人物に対する暴力行為、又は一般に人や物に対する暴力行為を煽動し又は教唆する」場合に警察の押収権を再度認めている (§3)<sup>71)</sup>。

6 : 国内の平和を維持する為の1932年12月19日の大統領命令 (RGBl., 1932, I, S. 548)

第六に、1932年12月19日の大統領命令を取り上げる。

6月28日の命令が発せられてから本命令が発せられる迄の主要な出来事とし

---

70) §3 定期刊物の禁止を発令する前に、その代わりに警告、出版者又は編集部によって印刷物の中で表明される説明、又は、当局による反論で十分かどうかにて審査せねばならない。軽微な場合は、この手段が用いられねばならない。

71) 同命令では集会に就ても規制が導入されている (§1)。特に集会に就ては、14日の命令が発せられた直後から、個別のラントに於て NSDAP の制服や集会に対する禁止処分が発せられ (Die Kabinette von Papen, Dok. Nr.31/33 vom 18/21 Juni 1932 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik< online, URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1\\_2/kap2\\_31/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1_2/kap2_31/index.html), [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1\\_2/kap2\\_33/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1_2/kap2_33/index.html) 最終閲覧2018年5月31日)), ラント政府からライヒ政府に対しても法改正の要請が行われている Die Kabinette von papen, Dok. Nr. 38/40 vom 24/25 Juni 1932 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik< online, URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1\\_2/kap2\\_38/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1_2/kap2_38/index.html), [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1\\_2/kap2\\_40/index.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vpa/vpa1p/kap1_2/kap2_40/index.html) 最終閲覧2018年5月31日)。28日の命令はこの動向や要請に応じた形となっている。

ては、同年7月31日と11月6日にライヒ議会選挙が行われている。更に、12月3日にフォン・パーペンが辞職し、代わって同日にフォン・シュライヒャー内閣が成立している。

亦、7月以降には「国内の平和を保全するための命令」と題する大統領命令が複数発せられており、その内容は一定の期間にわたって「公然たる政治的な集会」を禁止すると云う点で概ね共通している。7月29日に発せられた同名の命令（RGBl., 1932, I, S. 389）は、8月9日の同名の命令（RGBl., 1932, I, S. 407）により効力を延長され、亦11月2日に発せられた同名の命令（RGBl. I, S. 517）は、11月18日に発せられた同名の命令（RGBl., 1932, I, S. 529）により効力を延長されている。

12月19日の命令は、従来の規制を撤廃して集会・プレス自由を回復するという意図の下で提案された者であり<sup>72)</sup>、実際に6月14日・28日命令の法状況が更に緩和されている<sup>73)</sup>。第I章§1に於て<sup>74)</sup>、6月14日・28日の命令を含む政治的逸脱行為に関する命令を廃止し、定期刊行物に関する規制も撤廃される。

72) Die Kabinette von Schleicher, Dok. Nr. 12 vom 17 Dezember 1932 (Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik < online, URL: [http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vsc/vsc1p/kap1\\_2/para2\\_12.html](http://www.bundesarchiv.de/aktenreichskanzlei/1919-1933/v1a/vsc/vsc1p/kap1_2/para2_12.html) 最終閲覧2018年5月31日)に拠れば、ライヒ内相ブラハトよりその旨の説明と共に本命令の草案が提案され、修正の後に同日の閣議で了解が得られている。

73) Huber, Anm. 30, S. 1189 も同様の評価を下す。同命令全体の概要に就ては、Gusy, Anm. 18, S. 212-215.

74) 「第I章 政治的逸脱行為に対する規定の廃止

§1 下記の規定は廃止される：

1. 1932年6月17日の政治的逸脱行為に対するライヒ大統領命令、但し§22乃至§26を除く、
2. 1932年6月28日の政治的逸脱行為に対するライヒ大統領命令、
3. 1932年8月9日の政治的逸脱行為に対するライヒ大統領命令、
4. 1932年11月2日の国内の平和を維持する為のライヒ大統領命令§2。」

以上のうち第3号の8月9日の命令は、一定の期間にわたり全ての「公然たる政治的集会」を禁止する7月29日の命令の規律を更新する者である（8月12日から8月31日まで）。亦、第4号の11月2日の命令も、同様の規律を含んでおり（期間は11月19日まで）、こちらは更に11月18日の「国内の平和を保障する為の命令」によって、禁止される期間が延長されていた（期間は1933年1月2日まで）。

その代わりに、第三章 §6<sup>75)</sup>では定期刊行物に就て新たな規律が導入されている。尤も、同条の規律は第二次共和国保護法 §13第1号に類似するものの、規制の範囲は従来よりも狭く、禁止の要件は内乱罪や秘密漏洩等のごく一部の犯罪が基礎づけられる場合に限定されている。

7: ドイツ国民を保護する為の1933年2月4日の大統領命令 (RGBl., 1933, I, S. 35)

プレス自由と直接に関わる大統領命令が次に発せられるのは、ヒトラーが首相に就任した後の2月4日である<sup>76)</sup>。

同命令は、警察の押収権限と定期刊行物の発行禁止に就て、かつての法的規律を復活させる者と評価できる。即ち、§7に拠れば<sup>77)</sup>、押収が「公の安全又は秩序に対する危険」を要件とする点で、1931年第一命令・第二命令と同様の規律に戻っている。亦、§8の規定は、第二次共和国保護法 §13と類似している<sup>78)</sup>。更に、§9は、定期刊行物の発行禁止に就て規定あり、このうちストラ

---

75) 第三章 定期刊行物

§6(1) 定期刊行物の内容によって刑法典 §§81乃至86, 92第1号又は軍事機密の漏洩に対する法律 §§1乃至4に定められた行為の一つが基礎づけられる場合、その定期刊行物は、新聞については4週間以内、他の場合には6ヶ月以内にわたって禁止され得る。権限及び手続に就ては§3の規定が準用される。

(2) 印刷物の禁止は、同じ出版者から刊行される新聞の地方版、及び一見すると新たな印刷物ではあるが実質的には旧来のものを表現し又はその代替とみなされるもの、を含む。

§7 定期刊行物の禁止は、異議申立が遅くともその提起から五日以内にライヒ内務大臣に送付されない場合には、実体的な審理なしに効力を喪うものとする。

§8 §6に基づいて禁止された定期刊行物を発行し、出版し、印刷し又は頒布した者は、三か月以上の懲役に処し、そのほか罰金刑に処され得る。

76) 同命令の前後の状況に就ては Mommsen, Anm. 64, 1989, S. 534-536 (モムゼン前掲注64, 2001年, 481-482頁)を参照。

77) §7 その内容が公の安全又は秩序に危険を及ぼす性質の印刷物は、警察により押収され得る。[第2項略]

78) §8 裁判官の命令なしの印刷物の押収に関する1874年5月7日のプレスに関する法律の規定(法律 §§23以下)は、刑法 §§81乃至86, 92第1項又は軍事機密の漏洩に対する法律 §§1乃至4に規定された可罰的行為に対して、暫定的な押収を

イキを煽る表現（第4号）は本命令に至って初めて明確に禁止要件とされている<sup>79)</sup>。§11第1項は、禁止処分を受けた印刷物の代替となるものに就き、§9第2項と同じ発行禁止処分を定めている。異議申立の手續に就ては、§12で定められている。全体としては、1931年第一命令又は第二次共和国保護法並みの厳格な規制に戻ったと評価できる。

尚、§26第2項に拠れば、同命令の有効期間中には、前款で取り上げた1932年12月命令の規律のなかでは、§6・8の適用を排除している。

8：国民及び国家を保護する為の1933年2月28日の大統領命令（RGBl., 1933, I, S. 53）

更に、同月28日に発せられた命令も、プレスの自由に関わる規定を含む。尚、本命令が発せられる直前にはライヒ議会放火事件が発生しており、本命令の制定にも影響を与えている<sup>80)</sup>。

同命令は、冒頭に於て共産主義の脅威に対抗する為という目的を宣言しており、§1では端的に、ヴァイマル憲法118条の意見表明の自由やプレスの自由が、暫定的に失効すると規定されている<sup>81)</sup>。従来命令とは異なり、それ以

---

↘無効とする裁判所の決定に対して検察官が延期効を有する異議申立を直ちに提起することを条件として、適用される。

79) §9 定期刊物は〔以下の場合に〕禁止され得る：〔第1号は1932年12月命令§6第1項と同じ、第2号は1931年第一命令§1第1項と同じ、第3号は第二次共和国保護法§5第4号と同じ、第5号は1931年第一命令§1第2号と同じ、第6号は同条第3号と同じ、第7号は1932年6月14日命令§6第4号と同じ、第8号は1931年第一命令§12第2項と同じ、第3項は第二次共和国保護法§13第3項と同じ。〕

4. その中で極めて重要な企業体でのゼネラルストライキヤストライキを煽動し又は教唆した場合：

(2) 禁止の期間は、日刊新聞に就ては4週間、他の場合には6か月を超えてはならない。この制限は、定期刊物が本命令の規定に基づいて二度にわたって禁止され、最初の禁止から3か月以内に更に禁止された場合には適用されず、この場合には禁止の期間は日刊新聞に就ては6か月、他の場合には1年を超えてもよい。

80) 同命令の前後の状況に就ては Mommsen, Anm. 64, 1989, S. 545（モムゼン前掲注64, 2001年, 490頁）を参照。

81) ライヒ憲法第48条第2項に基づき、共産主義による国家に危険を及ぼす暴力行

上に、警察の押収や発行禁止処分等の要件に関する、具体的な規定は存在しない<sup>82)</sup>。

## 小 括

大統領命令による印刷物、特に定期刊行物に対する規制は、大まかな方向性としては、1931年の段階では、プレス法や共和国保護法よりも厳格な規制を導入し、又は新たな規制手法を導入する事によって、プレス自由を狭める方向で推移している。併し、1932年6月以降は方向性が転換し、6月14日・12月19日の命令では従来の規制を撤廃し、夫々新たな・より穏健な規制に替えている。規律が従前の様な厳格な者に戻るの、ナチスの政権獲得後である。

尤も、1931年第二命令や1932年6月14日命令の様に、新たな規律が弊害や状況の悪化を招くと、直後に別の命令を発して対応する場合もある。前者は1874年プレス法よりも広範な声明・反論の掲載義務を定めたが、その後同年8月の改正命令は、費用の負担や掲載義務の補充性を定める等により、一定程度に於て規制を緩和している。亦、後者の規律は、6月28日命令によって再び厳格化されている。

留意すべき点として、参照し得た資料に拠る限り、各命令の立案に際して、WRV 第118条の保障する基本権が明示的に考慮された形跡は殆ど見当たらない。

---

↘ 為に対して防衛する為に、下記の如く命令する：

§1 ドイツライヒ憲法第114, 115, 117, 118, 123, 124及び153条は、当分の間その効力を停止する。このため、人身の自由、プレス自由を含む自由な意見表明の権利、結社及び集会の権利の制限、信書、郵便、電信及び電話の秘密に対する侵害、家宅搜索及び押収に関する命令、更に所有権の制限は、これに関して定められた法律上の限界の枠外でも認められる。

82) 尚、更に、同日に発せられた「ドイツ国民に対する背信行為及び反乱的な策動に対するライヒ大統領の命令」(RGL, 1933, I, S. 85) §3 第1項には「ライヒの福祉の為に外国政府に対して秘匿することが必要であるような事項や情報を、それらがいまだ外国政府に知られておらず又は公に伝達されていない場合に、公に伝達し又は言及し、且つそれによってライヒの福祉に危険を及ぼした者は、三ヶ月以上の懲役に処する。事項又は情報が真正のものか誤ったものか、真実か虚偽かは関係がない。」と規定されている。

い。唯一の例外と云えるのは1932年6月14日命令である。併し、茲でも厳密には選挙期間中の表現活動が想定されているだけで、プレスや意見表明の自由そのものが考慮されている訳ではない。然も、同命令による SA や SS に対する禁止の解除が、政府の NSDAP に対する戦略の変化に因ると言う事情も無視し得ない<sup>83)</sup>。即ち、この場合も個人の自由や基本権が尊重された結果と云えるかどうかは疑わしく、結果としては WRV 体制に敵対する勢力の伸長に繋がった事は否定し得ない。

同時代に於て、斯様な法状況の変化（及び背後にある実情）に接し、此れを法的な観点から継続的に分析・評価しようとする場合、論者は一方ではプレスや意見表明の自由といった法原則と、他方では日増しに厳格な者となっていく規制や国情の悪化との間で、議論を行う必要があったと考えられる。この時に、単純に一方を優先して他方を無視するのではなく、双方を如何に接続していく（そのうえで後者のうち正当化し得ない部分を析出する）とすれば、具体的にどのような試みが存在したのか。この点を分析する事が、次章の課題である。

\* 本稿は、日本学術振興会（JSPS）科研費15K16925の助成を受けた研究成果の一部である。

---

83) Gusy, Anm. 18, S. 207 は、同命令がフォン・パーベン内閣の NSDAP に対する譲歩の結果であると評する。亦、S. 214 では、12月命令に就ても、フォン・シュライヒャー内閣の、共和国に敵対する勢力に対する譲歩の結果と評している。